

広陵町放課後子ども育成教室運営業務委託 公募型プロポーザル手続開始の公告

広陵町放課後子ども育成教室運営業務委託に関して、公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり告示します。

令和5年11月24日

広陵町長 山村吉由



1. 業務の名称

広陵町放課後子ども育成教室運営業務委託

2. 募集の方法

公募型プロポーザル方式

3. 業務の概要

(1)業務の目的

国では現在、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、また保護者の就労形態の多様化など、子供を取り巻く環境が大きく変化する中、放課後等に子供が安全安心に過ごせ、かつ楽しみ、学びながら生活できる居場所の確保を重要としています。

本町においては、他市町村に先駆けて、学童保育を「放課後子ども育成教室」とし、放課後の子供の居場所づくりに努めてきました。

しかしながら、「こどもを預かる場」から「学び、生活していく場」へと変革が求められる中、これまでと同様の運営でなく、さらなる質の向上を行うことが急務となっています。

以上のことから、本町に有益で様々な事業提案を求めたいと考えていることから、優れた提案を行ったものを優先交渉権者として選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施します。

(2)業務の内容

業務内容等については、別紙「広陵町放課後子ども育成教室運営業務委託仕様書」のとおりです。

4. 委託期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

ただし、業務実施期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5. 事業費限度額

予算総額 669,500,000円

年度別上限額

令和6年度 26,312,000円

令和7年度 130,555,000円

令和8年度 167,044,000円

令和9年度 170,779,000円

令和10年度 174,810,000円

※ 第2種社会福祉事業により消費税非課税

※ 優先交渉権者と仕様調整する中で年度毎の事業費限度額の変更が生じる場合があります。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和5年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 放課後児童健全育成事業運営業務の元請け実績が3年以上あり、企画提案書提出時点で業務を継続しているものであること。
- (6) 近畿2府4県に本店又は、支店、営業所等があること。
- (7) 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

その他本業務については、別紙「広陵町放課後子ども育成教室運営業務委託仕様書」及び「広陵町放課後子ども育成教室運営業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」を参照してください。